

文字活字文化を支えるに相応しい賃金と労働条件を実現し 印刷出版関連産業の発展と産業民主主義を確立するために 産業政策提言

全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）

※ _____ が改訂部分

I はじめに

全印総連は、1978年に「適正単価の提言」を発表した。当時、その提言は経営者や業界団体を始め、各方面から歓迎され、全印総連が産業政策課題を今まで以上に積極的に取り組んでいく契機となった。それから30年以上が経過し、印刷関連産業を取り巻く経済状況や生活・技術環境は大きく変貌し、デジタル化した印刷技術は飛躍的な変化を遂げた。

「アナログからデジタル」という画期的な技術革新により、印刷関連産業は様変わりし、コンピュータ技術によって印刷工程、特にプリプレス工程は激変した。

少子化と活字離れ・紙メディア離れによって、紙に情報を印刷し発信することを主な生業としている印刷関連産業は、グーテンベルクの活版印刷機の発明以来の大変革期の渦中にある。

インターネットという、過去人類が予想し得なかった画期的なメディアによって、瞬時に世界的規模で双方向の情報伝達手段が、企業のみならず個人レベルにも普及した。

印刷関連産業は、紙メディアからインターネットなどの電子メディアに業態をシフトさせて行く「業態変革」を余儀なくされている。

これまでの大企業を中心とした経済政策と社会システムは、国民生活や中小企業振興政策を二の次にする利潤追求を優先させる政策が中心だった。規制緩和による国際競争力の強化策は、勝ち組・大企業と負け組・中小企業に二分させ、格差と貧困があらゆる分野に現れている。

2008年にアメリカに端を発した金融不安

による世界的な大不況とその後のデフレ経済は、日本経済を長期不況に陥れ、深刻な経済状況が今日も続いている。

不況は経済活動を停滞させ、消費は極端に低迷し、雑誌・書籍や新聞などの紙メディアは苦境にあえいでいる。

印刷出版関連産業は、「出版不況、新聞不振」などの言葉に象徴されるような紙メディア特有の構造的問題と合わせて、重層的で深刻な状態になっている。

このような背景の中で、私たちは、この産業に働く誇りと文字活字文化を支えるに相応しい賃金・労働条件を確立するために、この産業政策提言を公表する。

この提言は、経営の維持発展、印刷出版関連産業の再生と印刷関連産業に中小・零細経営者と労働組合が共同参画して「産業民主主義」を確立するための5つの柱を中心にしたものである。

II 印刷関連産業の現状と今後

「適正単価の提言」が出された1978年当時の印刷の出荷額は、約5兆4692億円だった。1970年代の印刷関連産業の出荷額の伸びは、前半は平均で17.7%、後半でも平均14%あった。

その後、印刷の出荷額は1991年まで伸び続け、この年度の出荷額は、過去最高の約8兆9286億円に上った。その後3年間は減少し、1995年からは再び増加し、1998年を境に再び減少し現在に至っている。

2010年度の工業統計速報（全数推計値）によると、総出荷額は6兆1,761億円、2009年の6兆3,205億円比で2.3%減になった。

1991年の出荷額と比べると2兆6,000億円以上も減少したことになる。だが、出荷額を「適正単価の提言」が出された1978年度との比較では約8,500億円多い。DTPシステムが構築されず、プロセスカットもない1978年と比較したこの出荷額は、健闘していると言える。

しかし、紙メディアのピークは過去のものとなり、iPadなどのタブレット端末の普及によって、「電子書籍」と「電子新聞」が飛躍的に伸びることも予測できる。現状は、紙メディアが文字活字文化を支える中心であることには変わりはない。紙に印刷をして情報を伝達し、人と人とのコミュニケーションの一翼を担ってきた印刷関連産業は、これからも情報を伝達し続ける。このことを後世に伝える責務が、私たちにはある。

紙メディアと電子メディアの共生は、可能であるし、媒体としての、それぞれの特性や優位性もある。どちらか一方だけを肯定する「排除の論理」ではなく、まさに「共生の論理」が文字活字文化の育成と発展につながる。

印刷関連産業を衰退する産業と見るのではなく、変容し進歩する産業と捉えることである。

この提言の基本的な視点は、メディアを「紙」か「電子」か、という二者択一ではなく、共生への模索と紙メディアの再生と発展に重きを置いている。

Ⅲ 5つの産業政策提言

1. 適正印刷単価の確立

「適正単価の提言」を発表した1978年当時、現在主流となっているDTPシステムは存在せず、プリプレスの中心は、活字や写植、あるいは電算写植、フィルム製版であり、それぞれの工程で分業が成立していた。この当時における「単価問題」は、それぞれの工程での低単価の問題であった。

しかし、1986年以降、印刷・出版業界に導

入され、またたく間にプリプレスの主流となったDTPシステムは、各工程を統合し分業をなくした。いわゆる、プロセスカットである。

今日の「単価問題」は、低単価に加えて、このプロセスカットによって、従来計上され積算されていた工程費用(1997年から2005年までの9年間で約3兆2600億円減=JAGAT試算)がなくなったことで深刻な度合いを加速している。

私たちが2008年と2011年に行った印刷関連業者への訪問による聞き取り調査の中でも、単価下落の実態とリーディングカンパニーへの責任追及の声が明らかになった。

このように、ダンピングと印刷総需要が減少している事態を目の当たりにしている現在、印刷単価の下落防止と適正単価の確立、商取引慣行の改善は、以前に増して重要な課題になっている。

印刷製本関連の適正単価を確立するために、以下の項目をすべてのクライアント、業界団体に対する基本要件とする。

①書籍・雑誌・教科書・新聞・チラシ・包材・パッケージ等の印刷単価算出の基本に、文字活字文化を支えるに相応しい「適正な賃金と労働時間から算出した人件費」と「原材料費」を据える。

それぞれの工程・項目を積算し、それが健全で文化的な生活を営むに相応しい適正な賃金・労働条件となり、中小印刷企業の維持発展と適正な利潤の確保が可能な適正単価とすること。

②下請け単価の改善のために、下請代金支払遅延防止法と下請中小企業振興法(いわゆる下請二法)の遵守と下請け企業の適正利潤の確保が可能な下請け単価とすること。

③契約書無し、白紙見積、後指値、長期の手形サイト、休日労働や長時間残業などが常態化する極端な短納期をなくし、公平な商取引を確立すること。

④適正単価の確立に向けて、リーディングカ

ンパニーには、地域経済と中小企業に対する CSR(社会的責任)とコンプライアンス、リーダーシップの確立を要請する。業界団体・経営者には CSR とコンプライアンスを基本とした「高度な倫理観（中小印刷経営者の言）」の発揮を要請し、経営者・業界団体と労働組合・労働者のそれぞれの責任と役割を明確にして単価問題に取り組むこと。

2. 公契約条例(法)制定

2008年12月、兵庫県尼崎市で公契約条例が議員提案され、否決されたものの、この先駆的取り組みは、2009年9月29日、野田市での条例制定を皮切りに、全国での条例制定の契機を作った。そして、神奈川県川崎市と相模原市、東京都では初めて多摩市やその後も国分寺市などで公契約条例が制定され、また条例という形をとらずに、東京都新宿区のように「指針」として、公契約のあり方を規制する自治体も出始めている。

この公契約条例(法)制定に向けて積極的に運動を推し進めると同時に、公契約条例(法)規定に、「公共サービス基本法」の趣旨に鑑みた官公需印刷物の条項を挿入・確立させるために、官公需印刷条項案を検討する。また、すべての公共調達に適用する公契約条例(法)制定が重要である。

3. 入札制度改善と官公需の適正化

全印総連が産業政策方針を確立して以降、永年にわたって取り組んでいる官公需印刷物の入札制度の改善は、遅々として進まないのが現状であった。

しかし、地方自治法施行令の改正以降、地方自治体を中心に、官公需印刷物の物品扱いから請負に契約が変更になり、最低制限価格制度の導入や低入札価格調査制度の適用が進んだ。予定価格の公表をする自治体も増え始めてきた。

また、東京都でも官公需印刷物を物品扱いから請負契約に変更した。

そして画期的だったのは、千葉県野田市で

の全国初の公契約条例の成立である。この公契約運動は、全国で取り込まれ始めており、国としての公契約法制定の動きにまで発展している。

このように進まなかった官公需印刷物の入札制度改善の運動は、ようやく現在進みつつある。今後もこの動きを加速させて行くために、政府や各省庁と自治体に対して、次の事項実現のために、要求と要請を行う。

- ①競り下げ方式の導入は行わない事を求める。
- ②物品から請負契約への変更を求める。
- ③積算資料などから算出した適正な予定価格の設定と予定価格の公表を求める。
- ④最低制限価格制度の導入を求める。最低制限価格は、業界団体、労働組合、行政等で公正・公平に決める。
- ⑤低入札価格調査制度の導入を求める。また、設定された予定価格の適否を調査させる。
- ⑥校了後のPDFなど、校了データの有料化と権利所属の明文化を求める。
- ⑦教科書印刷の単価下落と教科書制作費の下落を防止するために、教科書定価の適正化を求める。
- ⑧デジタル教科書の拙速な導入に反対し、子どもの教育に与える影響を科学的に調査することを求める。印刷製本産業に及ぼす影響を考慮し、それへの対策を求める。
- ⑨中小印刷企業振興と地元優先発注を求める。
- ⑩労働基準法等、法律違反がある業者の入札排除や自社生産に問題がある業者の一定の規制等、入札参加資格の適法・適正化を求める。
- ⑪改正地方自治法施行令を適用し、仮に官公需印刷物が物品扱いでも、最低制限価格制度を導入し、予定価格の公表を求め、施行されている公共サービス基本法の徹底を求める。
- ⑫入札に際して、内訳明細書の提出の義務付けを求める。
- ⑬入札に際して、価格だけによらない「総合評

価方式」の採用を要求し、評点には労働諸法令の遵守を基準化した上で、地元中小零細企業を考慮するよう求める。

⑭下請代金支払遅延防止法と下請中小企業振興法（下請二法）、独占禁止法の官公需印刷物を発注する際の適用を求める。

4. 印刷出版関連産業の育成と振興

文字活字文化を下支えする印刷製本関連産業と文字活字文化を広く普及する出版関連産業は、今、非常に困難な局面にさしかかっている。

この「提言」を出すにあたって冒頭指摘したように、印刷出版関連産業は二重に困難な状況の中にあり、政府や自治体による印刷出版関連産業の育成と振興が急務になっている。

また、技術教育と人材育成、次世代教育などは、産業の振興には欠かせない課題であり、非正規雇用問題の解決などと共に政府・自治体、企業や業界団体に要請していく。

業界団体やリーディングカンパニーとして大手印刷企業による産業の育成と振興、及び適正な賃金と労働諸条件の確立のためのイニシアティブの発揮が切実に求められており、労使の立場を超えた共同の取り組みが益々重要になっている。企業に対する CSR とコンプライアンスは、産業の育成と振興にとって基準となる指針であり、この徹底を求めていくことが重要である。

更に、印刷出版関連産業の育成と振興のために、倒産・廃業企業の労働者及び経営者と取引業者の救済など、中小企業政策の一環としての負担軽減措置を含む「セーフティーネットの確立」を政府・自治体に求めていく。

5. 「文字・活字文化振興法」の活用

2005年7月19日、「文字・活字文化振興法」が制定された。また、併せて「文字・活字文化の日」が、毎年10月27日に設定された。更に、振興法制定から5年目の2010年を「国民読書年」とする国会決議が行われ、様々なイベントが企画されている。

全印総連は、2010年6月に出版労連・新聞労連と共催をして、文字活字文化振興のための「国民読書年6.12シンポジウム」を開催し、大成功を収め、その後も毎年継続して取り組んでいる。この法律の活用と幅広い運動の展開が引き続き必要である。

文字活字文化を支え、生業としている印刷出版関連産業の労働者と労働組合、業界団体と経営者との共同行動が、この法律の精神を広く国民の中に浸透させることになる。労使を超えた国民的運動を構築することが、この法律の有効活用につながる。

毎年の「文字・活字文化の日」や「読書週間」での様々なイベントや図書館の拡充等の運動を積極的に展開する。

今後も引き続き「国民読書年」の制定を要請し、文字活字文化の発展のために「文字・活字文化振興法」を積極的に活用する。

「本を読む、新聞を読む」、文字活字に接することの大切さを、特に次世代を担う若者に呼びかけることが、この産業で生き働くものの責務である。

IV 魅力ある印刷産業を作るために

1978年に公表した「適正単価の提言」に続く、この新たな産業政策提言は、印刷出版関連産業を魅力あるものにし、文字活字文化を真に支える産業を作るために、今後も改訂していく提言である。

印刷出版関連産業の再生と発展を望むすべての個人・団体に対し、この提言の実践とより良いものにしていくための更なる議論を呼びかけるものである。

2010年9月発行（2012年11月改訂）

発行：全国印刷出版産業労働組合総連合会

（全印総連）

住所：東京都文京区春日 2-24-11NRK 春日ビル

TEL (03) 3818-5125 FAX (03) 3818-5127